

基本診療料・特掲診療料の施設基準に関する届出

当院では、基本診療料及び特掲診療料について、次のとおり厚生労働省（東北厚生局）へ届出しています。

基本診療料・特掲診療料の名称	受理番号	算定開始年月日	特記事項
情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信) 第 6号	令和 4年 4月 1日	
機能強化加算	(機能強化) 第111号	令和 2年 9月 1日	
外来感染対策向上加算	(外来感染) 第189号	令和 6年 6月 1日	
時間外対応加算 1	(時間外1) 第118号	令和 2年 9月 1日	
二次性骨折予防継続管理料 3	(二骨継) 第26号	令和 5年 1月 1日	
ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第206号	令和 2年 7月 1日	
別添 1 の「第 9」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援診療所	(支援診3) 第139号	令和 2年 9月 1日	
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	(在医総管) 第165号	平成30年11月 1日	
脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ)	(脳Ⅱ) 第112号	令和 5年 1月 1日	
運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)	(運Ⅰ) 第 87号	令和 2年 4月 1日	
呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)	(呼Ⅰ) 第 56号	令和 2年 4月 1日	
外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)	(外在ベ1) 第129号	令和 6年 6月 1日	
外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 1	(外在ベ2) 第 13号	令和 6年 6月 1日	

令和6年7月10日

大曲リハビリテーションクリニック

院長 細川 賀乃子

保険外併用療養費

当院では、保険外併用療養費（選定療養費）について、次のとおり厚生労働省（東北厚生局）へ報告しています。

診療の名称	施設基準の届出受理 年月日及び受理番号	算定開始年月日	自己負担額 (税込)
医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの実施			
医科点数表区分番号 H001 に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料	令和5年1月1日 脳(Ⅱ)第112号	令和5年 1月 1日	1単位 2,200円
医科点数表区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料	令和5年1月1日 脳(Ⅱ)第112号	令和5年 1月 1日	1単位 2,200円
医科点数表区分番号 H002 に掲げる運動器リハビリテーション料	令和2年4月1日 運(Ⅰ)第 87号	令和2年11月 1日	1単位 2,200円
医科点数表区分番号 H003 に掲げる呼吸器リハビリテーション料	令和2年4月1日 呼(Ⅰ)第 56号	令和2年11月 1日	1単位 2,200円

保険外併用療養費（選定療養費）について

疾患別（外来）リハビリテーションの保険適用による算定日数を経過した場合、月13単位までリハビリテーションを行うことができます。13単位を超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費(選定療養費)制度を活用することができます。保険外併用療養費によるリハビリテーションを希望される方は、医師へご相談ください。

介護認定を受けている方は保険外併用療養費の対象にはならず、自費によるリハビリテーションになります。